- Q1. 幸手市に住宅を購入しました。市内に住む親とは同居ではないのですが、対象となりますか? A. 市内であれば「近居」として対象になります。
- Q2. 幸手市に住宅を新築中ですが、どの時点で申請すれば良いですか?
 - A. 申請は、住宅が完成し、転入届や住宅の登記が終わってからの申請になります。登記完了日から 1年以内に申請してください。
- Q3. 幸手市に住宅を購入しましたが、諸事情により幸手市で住民登録していません。この場合、申請 はできますか?
 - A、住民登録が市外の場合は申請することができません。
- Q4. 幸手市内に住む親の住宅を二世帯住宅に建て替えました。この場合、申請はできますか? A. 子世帯の住む部分について、子の名義で所有権が登記されているなど、所定の要件を満たしていれば対象となります。
- Q5. 親が幸手市内の老人ホームで生活していますが、申請はできますか?
 - A. 親が継続して1年以上市内に居住し、住民登録を行っていれば世帯要件に該当し、他の要件もすべて満たしていれば、申請することができます。
- Q6. 前住所地であるA市に7ヶ月間居住し、その前はB市で6ヶ月間居住していました。幸手市で住宅を購入する場合、前住所地での居住は1年未満ですが、市外からの転入の要件に該当しますか?
 - A. 両市の居住期間を通算すると1年以上になりますので、転入の要件に該当します。 なお、居住期間の確認には、A、B両市で発行される住民票の除票か、本籍地の市町村で発行される戸籍の附票が必要になります。
- Q7. 海外から幸手市に転入し住宅を購入します。この場合、1年以上幸手市外に居住していたことを どのように証明すれば良いですか?
 - A. 海外在住期間を確認するため、出入国年月日が分かるパスポート等をお持ちください。
- Q8. 親世帯の敷地内に住宅を新築しました。この住宅は補助金の交付対象になりますか? A. 子の名義で所有権が登記され、建築基準法その他法令に基づき適正に建築された住宅であり、か
 - A. 子の名義で所有権が登記され、建築基準法その他法令に基づき適正に建築された住宅であり、か つ、居住床面積が50㎡以上であれば交付対象となります。
- Q9. 店舗併用住宅を新築しました。一階が店舗部分で40㎡、二階が住居部分で40㎡です。合計すると延床面積は80㎡になりますが、この場合、対象になりますか?
 - A. 住居部分(二階)が50㎡未満ですので、対象にはなりません。
- Q10. 土地付き一戸建ての住宅を購入しました。購入価格が住宅と土地をあわせた価格になっており 建物本体の価格がわかりません。
 - A. 土地自体には、消費税がかからないので、消費税額から建物価格を算出します。 消費税額:契約時の消費税率×100=建物価格(円)
- Q11. 増築、改築は対象となりますか?
 - A. 増築、改築は対象となりません。
- Q12. 補助金の申請書類の提出は郵送でも可能ですか?
 - A. 申請時に添付書類のチェックをしますので、市役所政策課までお持ちください。